

令和 5 年度

指定管理者監査報告書

東久留米市監査委員



5 東久監第 1 2 7 号
令和 6 年 3 月 2 7 日

東久留米市長 富田 竜馬 殿

東久留米市議会議長 澤田 孝康 殿

東久留米市監査委員 安藤 純一

東久留米市監査委員 佐藤 一郎

令和 5 年度指定管理者監査の結果について（提出）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき実施した指定管理者監査の結果を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により通知願います。

令和5年度 指定管理者監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の対象

| 公の施設 | 指定管理者 | 所管部課 |
|--|--------------|----------------|
| 東久留米市市民プラザ 東久留米市立西部地域センター 東久留米市立南部地域センター 東久留米市立東部地域センター | 株式会社 セイウン | 市民部 生活文化課 |
| 東久留米市滝山地区センター 東久留米市ひばりが丘地区センター 東久留米市大門町地区センター | | 福祉保健部 福祉総務課 |

3 監査の範囲

令和4年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行

4 監査の期間

令和5年10月25日から令和6年3月22日まで

5 監査の主眼及び方法

監査にあたっては、東久留米市監査基準（令和2年東久留米市監査委員規程第1号）に準拠し、公の施設の管理に係る事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係書類を調査し、担当職員及び指定管理者より逐次説明を聴取して確認を行い実施した。

第2 監査の結果

監査した限りにおいて、公の施設の管理に係る事務は概ね適正に執行されているものと認められた。ただし、一部改善や検討を要する事項が見受けられたため、協定書の内容や事務処理の状況を精査し、より厳格な事務の執行に努められるよう要望する。

東久留米市市民プラザ
東久留米市地域センター（西部・南部・東部）
東久留米市地区センター（滝山・ひばりが丘・大門町）

【指定管理者の概要】

1 指定管理者の名称

株式会社 セイウン

2 指定の意義

東久留米市地域センター及び市民プラザの管理運営に関して民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにある。

3 管理内容

東久留米市地域センター及び市民プラザの管理運営に関する基本協定書に基づく。

4 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

5 指定管理料

| | |
|-----------|--------------|
| 令和4年度 | 192,848,000円 |
| うち 市民プラザ分 | 19,330,000円 |
| 地域センター分 | 160,815,000円 |
| 地区センター分 | 12,703,000円 |

6 決算の状況

(単位：円)

| 令和4年度 | 収入決算額 | 支出決算額 | 収支差額 |
|---|-------------|-------------|-----------|
| 東久留米市市民プラザ、東久留米市各地域センター及び東久留米市各地区センター合計 | 204,806,981 | 201,165,649 | 3,641,332 |